

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	河内長野市人権尊重のまちづくり審議会
2 開催日時	平成30年2月23日(金) 午後1時～2時30分
3 開催場所	河内長野市役所 3階 301会議室
4 会議の概要	<ul style="list-style-type: none">・河内長野市人権施策推進プランについて・その他
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	2人
7 問い合わせ先	(担当課名) 総合政策部人権推進課 TEL 53-1111 (内線558)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

平成29年度河内長野市人権尊重のまちづくり審議会第1回会議録（要旨）

■ 日時・出席者等

日 時：平成30年2月23日（金）午後1時00分～2時32分

場 所：河内長野市役所 301会議室

出席者：委員13名（敬称略）

工藤 兼弘、七條 ハツミ、柴原 浩嗣、島西 専太、富田 芳男、中川 幾郎（会長）、中村 貴子、西端 恵子、野村 秀一、榊村 博子、三浦 佐江子、道端 俊彦、山本 忠行（副会長）

傍 聴 2人

事務局 総合政策部長 小林

人権推進課 課長 井上 課長補佐 山口 主査 岩村 副主査 中野

資 料：「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」会議次第

河内長野市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

資料1；『河内長野市人権施策推進プラン（改訂版）』平成28年度 取り組み状況

資料2；人権施策推進プラン（改訂版）一部改訂案（本文）

資料3；人権施策推進プラン（改訂版）一部改訂案（新旧対照表）

■ 会議録（要旨）

1. 開会（司会：人権推進課長）

2. 市あいさつ（総合政策部長）

3. 委員紹介

審議会成立の報告

審議会規則第6条第2項に基づき、委員15人中12人出席で会議成立（七條委員遅参）

4. 案 件（会長が進行）

（1）河内長野市人権施策推進プラン（改訂版）平成28年度 取り組み状況について

○会長

それでは、資料1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

「『河内長野市人権施策推進プラン（改訂版）』平成28年度 取り組み状況」について、資料1に基づき説明。（説明略）

○会長

資料説明が終わりました。ご意見がありましたらお願いします。

○島西委員

外国人の人権のページですが、河内長野市に在日韓国・朝鮮人の方はいらっしゃいませんか。

○事務局

いらっしゃいます。

○島西委員

資料1の8ページの「外国人の人権に関する問題」のところで一切触れられていないが問題は起きていないのですか。

○事務局

在日韓国・朝鮮人に関する問題については、現在のところ、発生を確認しておりません。

○島西委員

扱わないということでしょうか。

○事務局

人権問題に関する相談窓口を開設しております。もしも相談が外国人の関係という内容となれ

ば、国際交流協会と連携して対応していくことになります。

○柘村委員

国際交流の関係でいろいろな活動を実践しています。在日韓国人の方も参加されていましたが他の国の方も一切トラブルは起きていません。

○島西委員

国際交流の観点とは全く違うこととと思っている。在日韓国・朝鮮人の差別問題はどうなっていますか。

○会長

在日韓国人の人権という視点での行政の取り組みについて手薄ではないのかというご意見です。

○事務局

これから取り組みを進めていかなければならない分野だと認識しています。仮に河内長野市内でヘイトスピーチなどが起きれば、大阪府との連携や法務局に専門の相談の方がいるので力を合わせて取り組んでいきたいと考えています。

○会長

他にございませんか。

○柴原委員

在日朝鮮・韓国人への差別はないのかという話ですが、ヘイトスピーチはデモだけではなく、日常の北朝鮮・韓国・中国・台湾などと日本の国際関係が緊張するような場合に、地域の中で問題となる発言が出たりとか学校で発言があったりとかを聞いたりします。ですからそのような形を踏まえデモという明確な形ではなく日常の中で排外的な発言や意識が進んでくるので啓発が大事だと思います。

それから、資料1の7ページの相談状況で「あれこれ相談」83件と9ページの相談状況ですが、男女の件数や同和問題の件数とか説明をしていただければと思います。どちらも同じ数字になっている説明もお願いします。

また、6ページで啓発の課題とかさまざまな支援が記載されていますが、障がい者差別解消法ができて、同法を受けての努力義務である相談窓口が設置されているのかと相談状況を教えて下さい。大阪府では障がい者差別の相談窓口件数を集計されていますが、障がい者差別も人権問題ではないかということで人権相談に来ることもあります。

いずれも、相談の内容は報告できないと思うので件数を教えていただきたいです。

○事務局

人権あれこれ相談は、幅広く相談しやすいようにと「人権あれこれ」というネーミングで呼び掛けて相談を実施しています。内容では相談のほとんどが近隣等のもめごとなどです。いままで同和問題等の相談はありませんでしたが、そのような相談があれば法務局等へ連絡するなどしかるべき対応をすることになっています。7ページと9ページで同じ数字となっているのは、同一の事業を資料に再掲しているためです。

障害者差別解消法に関する相談窓口の担当課としましては障がい福祉課ですが人権協会でも障がい者差別解消法に関する相談を受けることができます。どちらも相談窓口も相談実績はあがっていません。

○会長

他にございませんか。

○道端委員

子どもの人権のところですが、見守り件数の310件は地域別に把握していますか。

またH28年度で310件なら目標達成に向けてどのように件数を下げていくのでしょうか。

○事務局

地域別のデータは人権推進課への提供はされていません。総数の報告を受けています。

目標に向けてですが、増えてしまった要因として児童虐待のカウントで夫婦間におけるDV事案での件数もカウントするようになり、警察からの通報件数が増加している状況です。担当課で今後、目標値をどうするか検討をさせていただいています。件数を減らすことについては、若いカップルへのDVの啓発や、子ども家庭センターや警察と連携して件数を減らしていきたいと考えています。

○道端委員

今説明があったカウント方法の変更は、大切な指標なので注釈を入れた方が良いです。あいまいなカウントの変更があった目標値は、漠然としたものになるので、取り組みの方はしっかりとやっていっていただきたいです。

○会長

他にございませんか。

○中村委員

就労支援事業の平均工賃ですが、就労支援事業所で障がいの程度によって変わるものを平均という形で出されていますが、一番高い賃金と一番低い賃金はいくらでしょうか。また、目標値に向けて具体的にどのような計画をもっていますか。

次に、ハートフルアシスタントとスクールカウンセラーではどちらが子どもたちの相談件数が多いのかをお願いします。

○事務局

工賃の件ですが、それぞれの作業所での工賃の集計を平均化した数値となっていますが、市では、その額を把握していません。

スクールカウンセラーは児童生徒の臨床心理に関して高度な知識をお持ちの臨床心理士を学校現場に派遣するという事業で、ハートフルアシスタントは家庭訪問等を実施して学校生活への適応に援助する事業です。どちらも件数を把握していませんが、子ども達のフォローアップをさせていただいているものです。

○中村委員

障がい者にとって働いてお金を得るということは喜びであると思います。しっかりと取り組みを進めてもらいたい。スクールカウンセラーなどは教師以外で子どもさんたちに寄り添う取り組みですので、これからも進めてもらいたいと思います。

○西端委員

先日大阪府警の少年課からの話を聞く機会がありました。男女になるのか子どもになるのか、分かりませんが、JKビジネスということで女子高生を散歩に行こうという誘いでネットにのせて、申し込んだら最終的にはいろんな性被害にあうという案件が多いことやアダルトビデオの強要などの話で大阪府警も取り組んでいるという話があったんです。難波周辺に30軒ぐらいあり、JKは高校だが、JCやJSで中学生・小学生まで低年齢でも被害にあい、都会に限らず田舎から出て被害にあう実態があることもあり、今後、計画に記載するまでいかなくともそういう視点の取り組みも必要ではないでしょうか。

(2) 河内長野市人権施策推進プラン（改訂版）の一部改訂について

○会長

それでは、次に移ります。資料の2・3について事務局に説明を求めます。

○事務局

「河内長野市人権施策推進プラン（改訂版）一部改訂」について、資料2及び資料3に基づき説明（説明略）

○会長

法律が制定されたことにより、プランを改訂するという案件です。ご意見をお伺いします。

○柴原委員

資料3で法律の説明を入れるということで、部落差別解消法の説明の文案は、「地方公共団体の責務を明らかにしています。」で止まっています。一方、ヘイトスピーチ解消法の2段落目の説明は「国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することとしています。」と結ばれています。この法律は地方自治体が行き組んでいくという法律になっていて、責務を明らかにするとともに相談体制の充実、教育啓発の実施、実態調査の3つの施策を法律で求めていますので、ヘイトスピーチ法の説明の結びと合わせて、「施策の推進を求めています。」と施策の推進までを説明に入れてはどうでしょうか。

また、このような説明をふまえると、プランの本文部分での表現ですが「部落差別解消推進法(☆1)の趣旨をふまえ、」「ヘイトスピーチ解消法(☆2)の趣旨をふまえ、」の部分は、「の趣旨に基づき」とした方が良いと思います。新しく法律ができてこれまで以上のことを求められているので、このように変えてはいかがでしょうか。ただし、プランの中で他の法律の関係での表現をどのようにされているのか見比べていないので検討願えればと思います。

○会長

ご意見について行政としてのご見解はどうですか。

○事務局

ご意見ありがとうございます。委員のおっしゃるとおりでございます。また、修正をする思いは共通で、表記の仕方をこのようにというご提案でございます。字句について会長・副会長に一任していただければ、委員の提案に基づく修正の方向で協議したいと思います。

○会長

再確認します。2つの法律ともに「趣旨をふまえ」という表記であるが「趣旨に基づき」に変えられるかどうかの点検。法定受託事務ではなく、自治事務であることは事実で、内部条例をもっていないので、趣旨をふまえても間違いではないが、法に基づきの方が強いですね。

もう一つは、部落差別解消法の基本理念の後ろに、「基本理念及び基本的施策を定め」とするか、それで基本的施策の中に相談・啓発・実態調査とそこまで書き込むかどうかですね。

○柴原委員

はい、3つは書き込む必要はないと思います。ヘイトスピーチの方でも使っている表現を部落差別解消推進法でも使ってはどうかと思います。

○会長

わかりました。同じ表現に合わせましょう。ヘイトスピーチは地方公共団体が入っていないのでバランスがとりづらいが同じような表記に合わせましょう。

(3) その他

○会長

他にないでしょうか。

○柴原委員

子どもの貧困対策について、法律ができて大阪府でも実態調査を実施されて市町村に結果を提示しながら取り組みが進められています。子どもが貧困というより子どもの家庭が貧困、子どもを取り巻く環境が貧困ということで、子どもの分野の中にだけ入れる問題ではないと思うので、どんなふうに入権施策の中で進めていくのか、或いは、人権施策の枠ではなくて子どもの貧困対策として別に進めてもらうということなら別だと思いますが、「子どもの貧困対策」「子どもの家庭の貧困対策」をどのような施策として実施するのか、それを人権施策とどのようにつなげていくかが重要だと思います。大阪府は来年度予算で市町村への補助事業で2,000万円を上限とした貧困対策への取り組みを計上しています。大阪府内の6、7人に一人が貧困という状況は河内長野

市も同様ではないかと考えます。

どんなふうにも人権施策の中に取り組んでいくのか、或いは今後どのように取り組んでいくのか教えていただければと思います。

○事務局

背景が問題ですので、生活支援、就労支援、トータルではどうするのか、プランの中で反映できるように考えていきたいと思っています。

○会長

柴原委員から子どもの貧困についての意見がありましたが、貧困の問題に関しては、同和問題を教訓にして我々は多くのことを学んできました。貧困が差別を生み、差別が貧困を生むという循環・連鎖を断ち切らなければなりません。

私は、この計画は、弾力的に加筆修正していけば良いと考えています。

子どもの貧困に関しては、市で検討していただいて次回の審議会ですら位置づけるかという事を報告していただくということにしたいと思っています。

○会長

私の方から、一委員として発言します。河内長野市は人権施策に対して非常に頑張っているところと評価をしているところですが、しかしながら、1点気になるところがあります。それは、審議会における女性の比率です。行政が設置する審議会ですよね。この比率がなかなか上がってこない。各部署が認識をすれば数字が上がってくると思うのですが、このことについて説明できればお願いします。

○事務局

市の選任の問題もあります。各団体から推薦していただく場合が多くございます。各団体において、そういう役職の人が少ないというのが一つの理由です。審議会に対して働きかけをしていきたいと思っています。なお、今回28年度のデータは29.4%で下がっていますが、29年度のデータは31%とあがっています。

○会長

奈良県の男女共同参画審議会の会長をしている立場で発言させてもらっているが、この横ばい状態というのは非常に危ないと感じています。確実に上がっていているというのが正しくて、横ばいはチェックがかかっていない可能性があります。草津市の事例ですが、全ての審議会の構成割合を資料で出しています。一般公募何%、女性の比率何%、と出していてすべての項目で割合毎にA B C Dとランク分けをしています。項目の一つは再任関係で再任まではOKで3期はダメ、3期目外れて次回はOK、という具合です。女性の比率、一般公募の割合などの数項目すべてをクリアしていればAランクとなります。一つだめならBランク、全部だめならDランクで、Dランクの場合は審議会に呼びつけてできない理由は何なのか合理的な理由を説明するように説明責任を果たすようにしています。そうするとほとんどがAかBランク以上になったということです。審議会の選任をする際に、女性委員を選任するように働きかけをされたらどうでしょうか。たとえば今回はこの団体から女性委員をお願いするなど割り振るなどの働きかけが必要ではないかと思っています。チェックをかけられたらどうですか。

○会長

他に追加でご発言とかありませんか。

○三浦委員

先ほど会長からの話もありましたが、女性の参画率とかいろんな面で河内長野は低いと思っていますが、このプランで男女共同参画が一番目の課題になっていて冒頭にあることをうれしく思っています。

子どもの人権の2番目の課題ですけれど、スクールカウンセラーやハートフルアシスタントの

配置はいろんな課題があがってくるのでこの体制で大丈夫かなと思います。

○会長

事務局からお答えできますか。

○事務局

この体制で精一杯頑張っています。

○島西委員

スクールカウンセラーの件ですが、多分常勤ではないと思います。他市の事例ですが、半日勤務とかでも一人とカウントされるし、長期休暇等もあります。週に一日とか時間の制約もあるので、保護者など相談する際も常勤ではないので相談しづらい状況もあると思います。しかしながら、教員の配置に加えてのことですし、常勤での配置は効率的でもないし予算の問題もあると思うので難しい問題だと思います。

○榊村委員

よく学校に行く機会があります。カウンセラーの配置のお話ですが、今の学校の現状として、教頭先生や校長先生はじめ先生方が一緒に必死になって子どもたちと関わっていただいていると思います。

○会長

はい、ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

それでは、2件の審議を終えますが、この際何かございましたらお伺いします。

○工藤委員

資料1の3ページの女性の参画率の最終目標値が50%でもいいのではないかと思います。

○会長

目標値50%を一度検討してもらえますか。

実は、目標値の40%という趣旨は、国際的なスタンダードで、どちらか一方が40%を切ってはいけないということです。50対50というのは理想ではあるけれどなかなか難しいです。

○副会長

最後に一言。私も、人権協会の一員としていろんな施策に行政と一緒に取り組みをしています。委員の皆様の意見を受け止めさせていただくものが多くありました。事務局からは、今回の案件についてPDCAサイクルで説明していただきありがとうございます。来年度以降の事業について、この目標指標を達成できるように我々も一緒に一丸となって頑張っていきたいと思っています。

相談の分析について会長から話があったようにやっていけたらと思っています。道端委員から指摘があったカウント方法の変更は、明確にしておいたら良かったと思っています。賃金についても、平均で、B型の工賃と承知しています。柴原委員からの子どもの貧困対策ですが、社会福祉協議会のほうで、晩に子どもが集まって一つの施設で食事と勉強会をやっていただいている、もう1か所やっていただけるように取り組んでいただいております。また報告できればと思っています。在日韓国人に関する研修は協会ではポスターだけしかできていないのもっと良い施策を考えていきたいと思っています。

最後に、最近の講演会・研修会の参加者を見ると、認知度が高まってきていると感じていましたが、全体目標の「人権の尊重と平和意識の高揚」に関する市民満足度の数値が下がっているので、先ほどからの委員からの多くの課題がある中でこれらを見直すような施策に取り組んでいきたいです。

(4) おわりに

○会長

今後の作業、宿題が残ったので確認をさせていただきます。

まず、子どもの人権において、目標指標のカウントの仕方が変わったということですので、「カ

ウントの仕方が変わった」ということを記載する。そうなれば、H27の数値は参考値となります。

次に、男女共同参画の目標値を50%に変えられないか、どうするか。検討して下さい。

3点目として、子どもの貧困について問題提起がありました。子どもの人権が尊重される社会の実現に向けての中で、「取り組みの成果・課題」のところなのか「施策の方向性」なのか「今年度の取り組み」のところなのかはわかりませんが、何らかの記述を入れていただきたいと思います。何もしていないわけではないと思います。柴原委員からサジェスチョンを受けましたが、差別と貧困のマイナスのスパイラルがあります。我々は同和問題でそれを学んだわけで、5世帯に1世帯が貧困であるという状態はとんでもないことで、将来の日本に傷を残す可能性があり、このことへの取り組みは各自自治体が自治事務として競って取り組まねばならないと思います。何らかの記述を入れてほしいと思います。

4点目として、島西委員からご意見があった外国人の人権尊重のところですが、多文化理解や国際交流に関しての記述になっていて、ヘイトスピーチの対象となる在日韓国人・朝鮮人に関する施策の展開で、ヘイトスピーチを防止するような事業を今後の取り組みに入れられたらどうでしょうか。対象者が少ないから施策を講じないというのは国際人権規約に違反することとなります。それは何故かという、差別の対象者となる人はみんなが「少数者」であるからです。

それから、今後のお願いとして、人権相談の中身が施策の現状や今後を示唆する内容が多いと思うので、カテゴリー、例えば家庭内暴力の相談とか、隣地に住む中国人と話が通じずもめているとか、いろんなことが考えられますが、それを分類整理しておいた方がよいと思います。その中に同和問題も何件か潜っているかもしれません。何を言いたいかという、人権に関しては、「数が少ないから、しません」ということがないようになりたいということです。

以上の調整は、会長・副会長と事務局とにお任せいただけますか。

○委員一同

了承

○会長

今の内閣では人権に関する能動的な姿勢を示す場面があります。担当官僚の動きもあると思うのですが、文化芸術基本法がこの度、改正されています。文化関係の法律でソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の概念が濃厚に入ってきているんですが、人権の指針とかプランとかの役割というのが、また非常に重要になっていると思います。例えば文化芸術基本法は、住んでいる場所、性別、年齢、障がいの有無に関わらず、等しく芸術にふれる機会が提供されなければならない旨を明記しています。地方公共団体が頑張ってきたことが国の施策の底上げにつながっています。以上です。

それでは、人権尊重のまちづくり審議会を終わります。皆さんありがとうございました。

「河内長野市人権尊重のまちづくり審議会」会議次第

平成30年2月23日（金）午後1時～

3階 301会議室

1. 開会

2. 市あいさつ

3. 委員紹介

4. 案件

(1) 河内長野市人権施策推進プランについて

(2) その他

5. 閉会

河内長野市人権尊重のまちづくり審議会委員名簿 【任期 H30. 3. 31まで】

※H29.8.1現在

	選出団体等	氏名	会長 副会長	備考
1	河内長野市老人クラブ連合会	工藤 兼弘		
2	公募	七條 ハツミ		
3	大阪府人権協会	柴原 浩嗣		
4	公募	島西 専太		
5	河内長野市心身障害児・者父母の会	富田 芳男		
6	帝塚山大学名誉教授	中川 幾郎	会長	
7	河内長野市議会	中村 貴子		
8	河内長野市企業人権協議会	西野 英紀		
9	富田林人権擁護委員協議会河内長野地区委員会	西端 恵子		
10	河内長野市青少年指導員連絡協議会	野村 秀一		
11	河内長野市国際交流協会	榊村 博子		
12	teamあごら	三浦 佐江子		
13	河内長野市議会	道端 俊彦		
14	河内長野市人権協会	山本 忠行	副会長	
15	河内長野市人権教育研究会	和田 精久		

『河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)』

平成28年度 取り組み状況

「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが
尊重しあえる共生のまち」をめざして

平成30年2月
河内長野市総合政策部人権推進課

人権施策の基本理念

本プラン（計画期間：平成28年度～平成37年度）では、次の3つを目標として、基本理念の実現をめざしてまいります。

- 一人ひとり、誰もが尊重されるまちづくり
 - 自分らしく暮らせ、自己実現できるまちづくり
 - ともにふれあい、ともに支えあうまちづくり
- } を目標とし、

【基本理念】

「思いやりとぬくもりのある、一人ひとりが尊重しあえる共生のまち」
をめざします。

河内長野市における人権尊重への取り組み課題

1. 男女共同参画社会の実現にむけて

- ・職場、学校、地域、家庭などで男女共同参画を推進し人びとの多様な個性と活力にあふれた河内長野市をめざします。

2. 子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて

- ・子どもが人間性・創造性豊かに、健やかに育つ環境づくりをめざします。

3. 生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて

- ・高齢者が生きがいを持って、個人として尊厳される社会をめざします。

4. 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて

- ・障がい者の人権尊重に取り組み、自己実現を図れるまちづくりをめざします。

5. 同和問題の解決にむけて

- ・同和問題の解決にむけ、これまでの成果をふまえ、総合的に人権施策を進めます。

6. 外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

- ・外国人とともに生きる異文化理解、多文化共生のまちづくりをめざします。

7. さまざまな人権課題の解決にむけて

- ・HIV感染者、ハンセン病や結核等の感染症患者や回復者の人権、インターネットを悪用した人権侵害の問題、北朝鮮当局による拉致問題、ホームレスの人権、犯罪被害者やその家族の人権、アイヌの人々の人権、性的マイノリティ（LGBT）の人権など、さまざまな人権課題が正しく理解され、人権が尊重されるよう解決に努めます。

「人権尊重への取り組み課題に関する目標指標」の状況

○全体目標

	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
「人権の尊重と平和意識の高揚」に関する市民満足度	7.2%	6.0%	9.0%	10.0%

○人権尊重への各取り組み課題に関する目標指標

□男女共同参画社会の実現にむけて

	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
市が設置する審議会等への女性の参画率	29.5%	29.4%	35.0%	40.0%

□子どもの人権が尊重される社会の実現にむけて

	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
児童虐待見守り件数	283件	310件	245件	205件

□生きがいにあふれた高齢社会の実現にむけて

	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
成年後見制度等利用相談件数	60件	96件	80件	100件

□障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現にむけて

	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
就労継続支援事業所の平均工賃	12,110円	16,280円	15,000円	17,000円

□同和問題の解決にむけて

	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
同和問題に関する講座等の参加者数	230人	718人(累計)	1,500人(累計)	3,000人(累計)

□外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
国際交流活動参加者数	5,627人	7,530人	5,800人	6,000人

□さまざまな人権課題の解決にむけて

	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
人権・平和意識啓発事業への参加者数	1,196人	1,490人	1,250人	1,300人

1. 男女共同参画社会の実現に向けて

目標指標	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
市が設置する審議会等への女性の参画率	29.5%	29.4%	35.0%	40.0%

施策の方向性	<p>○市民が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮し、市、市民、事業者が相互に連携、協力し、職場、学校、地域、家庭などそれぞれの場で取り組めるよう啓発、支援を行います。</p> <p>○配偶者からの暴力に対して、ドメスティック・バイオレンス被害者等支援連絡会議を設置し、関係機関との連携を密にしながらDVの防止及びDV被害者等の支援を行います。</p>
--------	---

主な取り組み		
事業名	事業概要	平成28年度実施内容
男女共同参画啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 性別にかかわらず多様な生き方が選択でき、社会のあらゆる分野で共に参画し、利益を享受できるよう市民意識の醸成を図るため、研修会の実施、講座や講演会の開催など啓発活動を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修 「男性視点での男女共同参画」 63人 市民講座 10講座 340人 一時保育 12人
男女共同参画計画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 「河内長野市男女共同参画審議会」を設置し、男女共同参画計画策定に対する意見、施策に関する重要事項の調査・審議を行い、男女共同参画計画を総合的かつ計画的に推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会 第3期計画の進捗状況、第4期計画策定に係る市民意識調査項目の審議
男女共同参画推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会の形成を目指す市民団体 team あごらに啓発事業を委託し、男女共同参画に関する意識改革のための啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間講演会 「女と男のお仕事事情」湯浅 誠 194人 あごらシネマ 4回 577人 パネル展示による啓発
男女共同参画人権擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> 専門カウンセラーによる女性のための相談を実施するとともに、DVの根絶に向け、関係機関・団体等との連携を図り、相談・支援及び支援者に向けた研修会を行うなど人権擁護への取り組みを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性のための相談 96件 (第2・4水、第3土、女性相談員を配置 年108枠) 8月 DV被害者等支援連絡会議 11月 DV被害者等支援者研修会

取り組みの成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> 講演会等の啓発事業や研修を通じ、男女共同参画社会の実現に向けた市民等の意識醸成が図られた。 市が設置する審議会等への女性参画率については横ばいの状況であることから、さらなる意識啓発に向けた取り組みを行う必要がある。 DVに対する市民の認知度は浸透しつつあるが、DVを受けても相談しないなど、DV被害の潜在化が考えられるので、DVの根絶に向けた意識啓発の推進、相談・支援体制の充実が求められる。
------------	--

今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 家庭・職場・学校・地域等のあらゆる分野に男女が参画するとともに、誰もが個性と能力を活かすことができる社会をめざして、男女共同参画計画 (第4期) に基づき、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを推進する。 市が設置する審議会等への女性の参画率の向上のために、さらなる意識啓発や、地域活動団体や市内の事業者における意思決定過程への女性の参画促進を働きかけるなどの取り組みを進める。 女性に対する暴力を許さない意識の啓発と環境づくり、DV被害者が安心して相談できる体制の整備を進める。
---------	--

2. 子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて

目標指標	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
児童虐待見守り件数	283件	310件	245件	205件

施策の方向性	<p>○児童虐待に対して、関係機関や他の事業との連携を図りながら、要保護児童の実態の把握、見守り方法等具体的な援助方法についての意見交換及び啓発活動を行うなど、発見からサポートにいたる総合的な虐待防止を推進します。</p> <p>○人を大切にすると人権感覚の豊かな子どもたちを育てるため、豊かな人間性や社会性を育む教育の一層の推進に努めます。</p> <p>○いじめに対しては、「河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会及びいじめ問題再調査委員会設置条例」等に基づき、学校をはじめ社会が一丸となった対策を総合的かつ効果的に推進します。</p>
--------	--

主な取り組み		
事業名	事業概要	平成28年度実施内容
児童虐待防止事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内で発生する児童虐待について、地域の各関係機関や団体間における連携・連絡を密にし、適切に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会実務者会議 8回 代表者会議 1回 児童虐待防止推進啓発活動 7月・11月
学校教育支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 互いの違いを認め合える仲間づくり・集団づくりを推進するための取り組みを行う。 いじめや不登校に対応するため、スクールカウンセラー（児童生徒・保護者・教員対象）やハートフルアシスタントを派遣・配置し、児童・生徒等の心のケアを行う。 河内長野市立学校いじめ防止等対策審議会の設置・運営を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 思いやりアッププロジェクト：西中「多文化理解教育」、美加の台中「命の教育」、東中「平和教育」 スクールカウンセラー：全中学校区に各1人配置、市全体に1人配置 ハートフルアシスタント：全中学校に各1人配置、カウンセラー、教員と連携 「河内長野市いじめ防止等基本方針」を策定

取り組みの成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> 市内で発生する児童虐待について、要保護児童対策地域協議会や児童虐待防止推進啓発活動を通じて、関係機関等との連携が進み、適切な対応を図ることができた。 思いやりアッププロジェクトの実施を通して、互いの違いを認め合える仲間づくり・集団づくりを推進することができた。 いじめや不登校に対応するため、スクールカウンセラー（児童生徒・保護者・教員対象）やハートフルアシスタントを派遣・配置して、児童生徒の相談や居場所づくりに取り組んだことで、いじめや不登校の発見と早期の対応を行うことができた。 児童虐待の見守り件数の増加については、児童の面前でのDVが心理的虐待に当たることにより、警察からの虐待通告が増加したことが要因となっており、今後も啓発活動や関係機関の連携による適切な対応が必要である。 全体として不登校の児童生徒数は減少しているが、小中学校を個別にみると中学校での不登校数は減少していないため、今後もすべての児童生徒にとって安全・安心でいられる学校づくりが求められている。
------------	---

今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 今後も児童生徒の相談と居場所づくりに取り組み、すべての児童生徒にとって、安全・安心でいられる学校づくりを行うことで、いじめの早期発見や不登校の発見と早期の対応に取り組む。 要保護児童対策地域協議会や子育て支援事業との連携により子育て世帯の孤立防止や相談体制の強化を図ることで児童虐待の未然防止を推進する。 教育委員会・学校内での組織的な対応や家庭・地域・関係機関との連携など、いじめや不登校への取り組みの強化を図る。
---------	--

3. 生きがいにあふれた高齢社会の実現に向けて

目標指標	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
成年後見制度等利用相談件数	60件	96件	80件	100件

施策の方向性	<p>○高齢者虐待に対しては、地域におけるさまざまな関係者間のネットワークの構築を図り、被虐待高齢者の早期発見、被虐待高齢者と養護者に対する効果的な支援が行える体制づくりを進めます。</p> <p>○認知症等により判断能力が低下した人の保護を図るため、地域包括支援センター等の関係機関と連携しながら、適切な相談支援に取り組むとともに、成年後見制度の利用促進を図り、悪質商法をはじめとした高齢者の犯罪被害防止に努めます。</p> <p>○高齢者が知識や経験などを活かして地域での就労や地域活動などに積極的に参加できるよう支援します。</p>
--------	---

主な取り組み		
事業名	事業概要	平成28年度実施内容
地域包括支援センター運営事業	・市内3カ所に地域包括支援センターを設置（委託）し、高齢者からの相談を受けることで、成年後見制度等の紹介や高齢者虐待の早期発見と防止に努める。	・相談件数：158件 （虐待、成年後見制度等権利擁護に係るもの）
地域福祉援護事業	・判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、事情により制度の利用が困難な場合は市長による成年後見審判の請求を行う。	・市長申立て件数 3件
地域福祉推進事業	・地域の身近なところに福祉の総合的な相談窓口（いきいきネット相談支援センター）を設置し、相談業務を行う。	・市内7カ所設置 ・相談件数 2,249件
在宅高齢者支援事業	・地域ケア推進事業実行委員会が地域包括ケアシステムの構築を目指し、多職種専門職や関係機関と連携し、予防、医療、介護、福祉等の啓発イベントを実施する。	・河内長野市介護フェスタ 520人
高齢者生きがい対策事業	<p>・高齢者が住みなれた地域で健康を維持し、いきいきとした生活を送るために、生きがいづくりと社会参加を促進するための啓発を実施する。</p> <p>・高齢者の就労を確保するためシルバー人材センターの運営を支援する。</p>	<p>・いきいきまちづくりフォーラム 約170人</p> <p>・シニアの働き方セミナー 延べ35人</p> <p>・シニア向け初めてのスマートフォンセミナー 延べ42人</p>

取り組みの成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターにおいて、高齢者からの相談を受けることで、高齢者虐待の未然防止・早期発見や成年後見制度等権利擁護などに対応し、関係機関と連携することができた。 ・いきいきネット相談支援センターにおいて、地域における複合的な要因を抱えている人の身近な相談窓口として相談に対応し、高齢者等の諸問題の解決を図るため、関係機関と連携することができた。 ・介護フェスタやシニア向けのセミナー等を開催することにより、高齢者が住みなれた地域で健康を維持し、いきいきとした生活を送るために、生きがいづくりと社会参加を促進するための啓発をすることができた。 ・高齢者が地域で生活を送るためのさまざまな生活課題を解決するために、医療・介護・福祉の連携が必要不可欠であり、今後さらなる連携体制の構築が求められている。
------------	---

今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターやいきいきネット相談支援センターで相談を受け、高齢者のさまざまな生活課題について関係機関と連携して解決を図る。 ・高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進する啓発事業を今後も継続して実施する。 ・地域福祉計画に基づき、相談・支援体制の充実、地域福祉活動の担い手育成、地域での支え合い活動を推進するとともに、医療・介護・福祉の連携強化を推進する。
---------	--

4. 障がいの有無にかかわらずともに生きる社会の実現に向けて

目標指標	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
就労継続支援事業所の平均工賃	12,110円	16,280円	15,000円	17,000円

施策の方向性	<p>○障がい者虐待に対しては、障害者虐待防止センターを中心に、その他関係機関と連携して対応します。</p> <p>○発達障がい児の社会性や自立度の向上を図るため、早期からの個別療育の場の確保など支援事業等の実施に努めるとともに、障がい児や家族への支援の充実や全体的な相談技術の向上を図るため、障がい児にかかる相談支援体制の整備に努めます。</p> <p>○障がいのある人もない人も、共に自立した生活を送ることができるようお互いに理解し合い、支え合う共生社会をつくるために、差別や偏見をなくすための啓発等に取り組みます。</p>
--------	--

主な取り組み		
事業名	事業概要	平成28年度実施内容
障がい者施策啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体等と連携して啓発等を行い、障がい者への正しい理解と認識を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者週間（12/3～9日）街頭キャンペーン 河内長野駅前
地域生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者等からの生活や就労相談等に応じ、必要な情報提供等の便宜の供与や必要な支援を行うほか、関係機関と連携して障がい者虐待の防止に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ピアセンターかわちながの：相談件数 5,454件 利用延べ人数 3,369人 地域支援センターカーナ：相談件数 10,366件、利用延べ人数 7,002人 ころっと：相談件数 3,097件、利用延べ人数 3,429人
法定給付・手続き関係事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者(児)に対して、介護給付費等や訓練等給付費や障がい児通所給付費等を支給し生活を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法等の支給件数実績 介護給付費等 12,511件 訓練等給付費 4,543件 障がい児通所給付費等 4,054件
自立・社会参加促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の就労環境の向上をめざし、就労継続支援事業での工賃を上げるため、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就労施設等からの物品等の調達実績 H26 2,374,122円 H27 2,354,307円 H28 3,294,375円

取り組みの成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業所において、障がい者等からの生活や就労相談等に応じ、必要な情報提供等の便宜の供与や必要な支援を行うほか、障がい者虐待の防止について、障害者虐待防止センターと連携して適切に対応することができた。 居宅介護や就労支援などのサービスを提供することにより、障がい者等に対して地域での自立した生活に向けた支援を行うことができた。 障がい者の工賃向上のため、就労支援施設での工賃向上に向けた取り組みに加え、公的機関からの物品等の調達により、障がい者の工賃向上を図ることができた。 これまで、高齢者・障がい者・子どもなど対象者ごとに支援を行っているところであるが、支援課題が複雑化し、複合的な支援が必要な状況が見られ、それぞれの課題に包括的に対応する総合的な支援が必要となっている。
------------	---

今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消法や同法に基づく対応要領により、職員の適切な取り組みを進める。 障がいについての理解をより一層深めるため、引き続き啓発等に取り組む。 居宅介護や就労支援などのサービスを提供することにより、障がい者等に対して地域での自立した生活に向けた支援を今後も実施する。 障がい者等からの生活や就労相談等に応じ、必要な情報提供等の便宜の供与や必要な支援を行うほか、関係機関と連携して障がい者虐待の防止に取り組む。 障がい者の工賃向上のため、就労支援施設での工賃向上に向けた取り組みに加え、公的機関からの物品等の調達を推進することにより、障がい者の工賃向上を図る。 複合的な課題を抱える障がい者等が地域で安心して生活できるように支援するため、関係機関等との連携を推進し、相談支援体制の充実等を図る。
---------	---

5. 同和問題の解決に向けて

目標指標	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
同和問題に関する講座等の参加者数	230人	718人(累計)	1,500人(累計)	3,000人(累計)

施策の方向性	<p>○同和問題に関する差別意識の解消に向けて、市民一人ひとりの同和問題についての理解と認識が深まるよう、さまざまな啓発や相談に取り組んでいくとともに、学校教育及び生涯学習を通じて、同和問題の解決にむけた取り組みを推進します。</p> <p>○就職差別をなくすための啓発事業など、国や府と連携した取り組みを行うとともに、企業等と連携した啓発活動などの取り組みを行います。</p>
--------	---

主な取り組み		
事業名	事業概要	平成28年度実施内容
人権推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 平和と人権に関する啓発のため「愛・いのち・平和展」等を実施する。 人権啓発を推進するための継続した市民講演会「人権を考える市民の集い」を実施する。 就職差別撤廃をめざして企業人権協議会や人権協会と連携した啓発活動を行う。 人権協会への委託により地域や学校での人権啓発講座等を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛・いのち・平和展 「つたえたい！平和といのちの大切さ」 1,071人 人権を考える市民の集い 「絵本でこどもたちに伝えたいこと」 長谷川義史 420人 就職差別撤廃駅前キャンペーン 人権ふれあい講座 学校 4,763人 公民館 79人 講演会「共にいきるまちづくりを目指して」2回 150人
人権擁護推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題など自らが解決の主体となるための助言や情報提供を行う。 人権擁護委員による人権相談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 河内長野市人権協会による人権あれこれ相談：開庁日 9:00-17:30 83件 人権擁護委員の相談：開庁日の毎週火曜 10:00-13:00、くらしの総合相談 2回 18件
住居表示関係事業・住民基本台帳及び印鑑関係事業・戸籍事業・旅券事業	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し等の不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 登録者数 374人 (H28.9月末) 通知件数 25件 (H28年度)

取り組みの成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発事業の実施や啓発ポスターの展示等を行い、市民等へ同和問題に関する理解と認識を深めた。 相談事業については、国・府・関係団体等との連携のもと、市民に身近な相談窓口としてさまざまな人権相談に対応することができた。 部落差別解消推進法が施行されて、部落差別が現存していることなどの意識啓発を実施していく必要がある。
------------	--

今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 部落差別解消推進法の趣旨を踏まえて、部落差別の解消に向けての啓発や教育、相談の取り組みを今後も継続して行う。 国・府や企業人権協議会・人権協会等の関係団体と連携し、啓発等の取り組みを推進する。
---------	---

6. 外国人の人権を尊重する社会の実現に向けて

目標指標	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
国際交流活動参加者数	5,627人	7,530人	5,800人	6,000人

施策の方向性	<p>○国際交流協会を中心とした市民レベルの幅広い事業を展開することにより、国際交流・国際協力の促進を図ります。</p> <p>○在住外国人が安心して生活できるよう、さまざまな相談や情報提供などの生活環境の整備に取り組むとともに、今後増えると予想される来訪外国人との交流や受け入れ体制の充実に取り組みます。</p>
--------	---

主な取り組み		
事業名	事業概要	平成28年度実施内容
国際交流事業	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流協会を中心とした国際交流・国際協力を支援する。 多文化共生の観点をふまえ、在住外国人が本市で安心して地域社会で地域住民とともに生活ができるよう交流事業や支援を行う。 	<p>ホストファミリー事業、日本語サロン、日本語ボランティア講座、多文化共生講座・講演会、多文化サロン、語学クラブなどの交流事業</p> <p style="text-align: right;">参加者合計数 7,530人</p> <ul style="list-style-type: none"> 「KIFAレポート」の作成 生活ガイドブック作成翻訳

取り組みの成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> 講座や講演会などさまざまな事業を通じて、ネットワークづくりや異文化を知る機会や情報交換の場を提供したことで参加者数の増加につながった。 在住外国人が本市で安心して生活できるよう、また地域社会で円滑な生活ができるよう、生活ガイドブック等の翻訳をした。 在住外国人への相談・情報提供を進めるとともに、地域住民との交流・理解促進・啓発を継続する必要がある。
------------	---

今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 講座や講演会、ネットワークや情報交換の場の提供を継続することで引き続き参加者数の増加を図る。 「KIFAレポート」や生活ガイドブックの翻訳など、在住外国人が安心して生活できるよう相談・情報提供の充実に図る。 国際交流協会が主体となった活動に加え、地域のさまざまな主体による幅広い分野での国際交流活動を支援する。
---------	---

7. さまざまな人権課題の解決にむけて

目標指標	計画時 (H27)	現状値 (H28)	中間値 (H32)	目標値 (H37)
人権・平和意識啓発事業への参加者数	1,196人	1,490人	1,250人	1,300人

施策の方向性	<p>○HIVやハンセン病などの感染症患者、インターネットを悪用した人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、生活困窮者やホームレスの自立支援、犯罪被害者やその家族、アイヌの人々の人権、性同一性障害や同性愛などの性的マイノリティ (LGBT)、ヘイトスピーチなどのさまざまな人権課題について、人権尊重の視点から議論を深め、偏見と差別をなくすためにあらゆる機会を通じて教育や啓発の推進に努めます。</p> <p>○今後生じる新たな人権課題についても、市民一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権課題の解決にむけて取り組んでまいります。</p>
--------	--

主な取り組み		
事業名	事業概要	平成28年度実施内容
人権推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 平和と人権に関する啓発のため「愛・いのち・平和展」等を実施する。 人権啓発を推進するための継続した市民講演会「人権を考える市民の集い」を実施する。 就職差別撤廃をめざして企業人権協議会や人権協会と連携した啓発活動を行う。 人権協会への委託により地域や学校での人権啓発講座等を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛・いのち・平和展「つたえたい！ 平和といのちの大切さ」1,071人 人権を考える市民の集い「絵本でこどもたちに伝えたいこと」長谷川義史 420人 就職差別撤廃駅前キャンペーン 人権ふれあい講座 学校 4,763人 公民館 79人 講演会「共にいきるまちづくりを目指して」2回 150人
人権擁護推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 人権問題など自らが解決の主体となるための助言や情報提供を行う。 人権擁護委員による人権相談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 河内長野市人権協会による人権あれこれ相談：開庁日 9:00-17:30 83件 人権擁護委員の相談：開庁日の毎週火曜 10:00-13:00、くらしの総合相談 2回 18件
人権教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 人権感覚の豊かな子どもたちを育てるため人権教育に関する教員研修等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権講座「障害者差別解消法について」 夏季1日研修全体会『「ともに学びともに育つ」教育のいま』、7分科会 冬季部会別実践交流会

取り組みの成果・課題	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな人権課題について、イベントなどを通じて情報提供・啓発を行い、市民の理解と認識を深めた。 相談事業については、国・府・関係団体等との連携のもと、市民に身近な相談窓口としてさまざまな人権相談に対応することができた。 新たな人権課題を始め、多様化する人権課題について、より多くの市民等に啓発する必要がある。
------------	---

今後の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな人権課題について、工夫を重ねながら啓発と情報提供を継続して行う。 新たな人権課題も含めた相談に適切に対応できるよう、相談員のスキルアップを図るとともに関係機関との連携をより一層推進する。
---------	---

【市民意識調査（平成 27（2015）年実施）の結果から】

「結婚相手を考える際に、気になること（なったこと）はどんなことですか。あなたご自身の結婚の場合と、お子さんの結婚の場合とに分け、気になる項目を選んでください。」という問の回答として「同和地区出身者かどうか」が選択された割合は

- ・自身の結婚の場合・・・17.7%
 - ・子どもの結婚の場合・・・19.2%
- となっています。

【施策の方向性】

同和問題に関する差別意識の解消にむけて、市民一人ひとりの同和問題についての理解と認識が深まるよう、さまざまな啓発や相談に取り組んでいくとともに、学校教育及び生涯学習を通じて、同和問題の解決にむけた取り組みを推進していきます。また、就職差別をなくすための啓発事業など、国や府と連携した取り組みを行うとともに、企業等と連携した啓発活動などの取り組みを行っていきます。

「同和問題は憲法に保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と記載した同和对策審議会答申や、「部落差別が現存するかぎり、同和行政は積極的に推進されなければならない」との大阪府同和对策審議会答申の基本認識に沿うとともに、部落差別解消推進法(☆1)の趣旨をふまえ、同和問題の完全解決を図るための取り組みを継続してまいります。

第 6 節 外国人の人権を尊重する社会の実現にむけて

○外国人とともに生きる異文化理解、多文化共生のまちづくりをめざします。

【現状】

国際的な人的・物的交流の増大と情報通信の発達は、国境を越えた情報交流を活性化させ、国際的な相互依存の関係を深めています。日本においても、外国人と隣り合って暮らす社会が現実化しており、外国人との共生は地域社会にとって切り離せない課題になっています。経済のグローバル化・国際化の進展に伴って交流が進む一方、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解が不十分であることに起因し、外国人が日常生活に支障をきたしたり、外国人と日本人の間に誤解やトラブルが生じるといった問題があります。

また、外国人に対する偏見や差別などの人権問題も生じており、特に、日本と朝鮮をめぐる歴史的経緯から、日本において永住者として生活せざるを得なかったり、その後さまざまな事情により引き続き日本に住み続けている在日韓国・朝鮮人に対する誹謗中傷や差別的事案なども見受けられます。

わが国は、「人種差別撤廃条約」を締結しています。人種、皮膚の色、民族等の違いによるあらゆる差別をなくすための取り組みが必要です。

めます。

生活困窮者やホームレスの自立支援については、平成 27 年度から施行された

「生活困窮者自立支援法」(*19)などに基づく取り組みを進めます。

犯罪被害者やその家族、アイヌの人々の人権については、正しい理解と認識を深める必要があり、偏見にとらわれた見方をされないよう啓発に努めます。

性同一性障害や同性愛などの性的マイノリティ（LGBT）の人びとについては、正しい理解と認識を深め、偏見や差別の解消をめざした自治体として取り組みうる社会への対応や啓発に努めます。

ヘイトスピーチは、一人ひとりの人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないことであり、ヘイトスピーチ解消法(☆2)の趣旨をふまえ、国・府等と連携した啓発を進めてまいります。

さまざまな人権課題について、人権尊重の視点から議論を深め、偏見と差別をなくすためにあらゆる機会を通じて教育や啓発の推進に努めます。

人権問題は複合的に絡み合う場合もあることから、今後生じる新たな人権問題についても、市民一人ひとりが正しい認識をもつことができるよう情報提供や啓発活動に努めるとともに、関係機関と連携して人権課題の解決にむけて取り組んでまいります。

(*24) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 P.20

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」は、平成20年6月に成立し、公布され、平成21年4月に施行されました。

この法律は、ハンセン病の患者であった者等の「福祉の増進、名誉の回復等、現在も存在する問題の解決の促進」に関し、基本理念及び必要な事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

(☆1) 部落差別解消推進法 P.11

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が成立し施行されました。

この法律は、現在もなお部落差別が存在することを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

(☆2) ヘイトスピーチ解消法 P.14

平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が成立し施行されました。

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することとしています。

また、同法において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動と定義されています。

資料:3 河内長野市人権施策推進プラン(改訂版)一部改訂案(新旧対照表)

※ 修正箇所は網掛けで明示しています。

河内長野市人権施策推進プラン改訂版(平成 27 年度)	河内長野市人権施策推進プラン改訂版(H30.2.23 審議会案)	修正理由
<p>P11 部落差別が現存するかぎり、同和行政は積極的に推進されなければならないとの大阪府同和対策審議会答申等の基本認識に沿って同和問題の完全解決を図るための取り組みを継続してまいります。</p> <p>P14 ヘイトスピーチは、一人ひとりの人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないことであり、国・府等と連携した啓発を進めてまいります。</p> <p>P32</p>	<p>P11 「同和問題は憲法に保障された基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」と記載した同和対策審議会答申や、「部落差別が現存するかぎり、同和行政は積極的に推進されなければならない」との大阪府同和対策審議会答申の基本認識に沿うとともに、部落差別解消推進法(☆1)の趣旨をふまえ、同和問題の完全解決を図るための取り組みを継続してまいります。</p> <p>P14 ヘイトスピーチは、一人ひとりの人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないことであり、ヘイトスピーチ解消法(☆2)の趣旨をふまえ、国・府等と連携した啓発を進めてまいります。</p> <p>P32 (☆1) 部落差別解消推進法 P.11 平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が成立し施行されました。 この法律は、現在もなお部落差別が存在することを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。</p> <p>(☆2) ヘイトスピーチ解消法 P.14 平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が成立し施行されました。 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することとしています。 また、同法において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動と定義されています。</p>	<p>1) 大阪府同和対策審議会答申の根拠となった同和対策審議会答申を明記。また、部落差別解消推進法の施行に伴い、同法に基づく取り組みを明記。</p> <p>2) ヘイトスピーチ解消法の施行に伴い、同法に基づく取り組みを明記。</p> <p>3) 部落差別解消推進法の用語解説を付記。</p> <p>4) ヘイトスピーチ解消法の用語解説を付記。</p>